

職権消除者の公示

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により、職権消除者送達名簿記載の者の住民票を消したるが、所在が不明のため住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

令和7年5月9日

一宮市長 中野 正康

職権消除者送達名簿

消 除 前 の 住 所	世 帯 主 氏 名	本 人 氏 名
		生 年 月 日
一宮市今伊勢町馬寄字上畑田 30番地5	MATSUO JETRON TIANA	MATSUO JETRON TIANA
		1982年7月25日